

令和3年度住宅改修等点検の結果について

令和4年2月10日
北上市福祉部長寿介護課

第8期北上市介護保険事業計画に基づく介護給付適正化事業として、令和3年度住宅改修等点検を実施しましたので、点検結果を公表します。

記

1 点検目的

提供される介護サービスの内容が利用者にとって過不足なく適切に提供されているかを点検し、その結果を公表することにより、介護給付の適正化を推進するもの。

2 点検対象

住宅改修	2件
福祉用具貸与	3件
合計	5件

3 点検対象の選定方法

(1) 住宅改修

支給決定済み案件のうち、改修箇所が複数であり、日常生活動線の訪問確認が必要と判断したもの。

(2) 福祉用具貸与

介護給付分析システム（トリトンモニター）により要確認案件（重度寝たきり状態に不必要な福祉用具、軽度心身状態への用具貸与）として抽出されたもの。

4 訪問点検期間

令和3年11月17日(水)から令和3年11月30日(火)まで

5 点検方法

- (1) 事前に提出を受けたケアプランの確認
- (2) 改修箇所または福祉用具の目視確認
- (3) 利用者本人、利用者家族、ケアマネージャーへの聴き取り

6 点検項目の概要

- (1) サービス提供により、日常生活において困っていた事や不安が解消されたか。
- (2) サービス提供内容は、利用者本人の状態に対して適切であるか。
- (3) サービス提供内容の検討手順は適切に行われているか（サービス担当者会議の実施状況、サービス提供事業者からの助言、利用者本人への説明）。
- (4) 改修後または貸与期間中、サービス提供事業者による相談対応、点検、訪問、利用状況確認は十分に行われているか。

7 点検結果

- (1) サービス提供内容は、いずれも概ね適切であり、利用者本人の日常生活の改善が認められた。また、利用者本人及び利用者家族の困りごとや不安の解消にもつながっていた。
- (2) サービス提供内容の検討手順は、いずれも適切であった。特にサービス提供事業者からの助言は、利用者本人に確認を取りながら、状態像を詳細に分析したうえで行われているものが多かったので、高く評価できる。
- (3) 改修後または貸与期間中、サービス提供事業者が訪問して利用状況を確認したり、定期的に点検をしたりするなど、丁寧な対応が行われていた。
- (4) 一部において、取り付けた手すりや貸与を受けている歩行器の利用頻度が少ないものが見受けられた。住宅改修の施工内容や貸与を受ける福祉用具の検討にあたっては、不必要なサービス提供が生じないように、それぞれのケアマネージャー及びサービス提供事業者において留意願いたい。また、サービス提供内容が不適切であると判断される場合には、利用者へ支給費の返還を求める場合もあるので、注意願いたい。